

| | | |
|----|-----|--|
| 目次 | 1 | 研究科長・学部長からのご挨拶 [大澤 裕] |
| | 2 | オンライン授業・試験について [橋爪 隆] / 法曹コースについて [松下 淳一] |
| | 3 | 先端ビジネスロー国際卓越大学院プログラムのご紹介 [田村 善之] / ウエストロー・ジャパン・セミナーが開催されました [穴戸 常寿] |
| | 4~5 | 新刊紹介『労働法の基軸』 [菅野 和夫 (聞き手: 岩村 正彦・荒木 尚志)] / 『金融資本市場と公共政策』 [神作 裕之] / 『嘘の政治史』 [五百旗頭 薫] |
| | 6 | 第60回比較法政シンポジウム [唐津 恵一] / 学習セミナーが開催されました / 進路選択講演会が開催されました [稲田 恭明] |
| | 7 | 新任教員のご挨拶 [伊藤 一頼] / 高校生のための東京大学オープンキャンパス2020 / ホームカミングディについて [穴戸 常寿] |
| | 8 | 佐々木毅名誉教授、文化勲章受章 [川出 良枝・谷口 将紀] / 神田秀樹名誉教授、紫綬褒章受章 [神作 裕之] |

研究科長・学部長からのご挨拶

法学政治学研究科長・法学部長

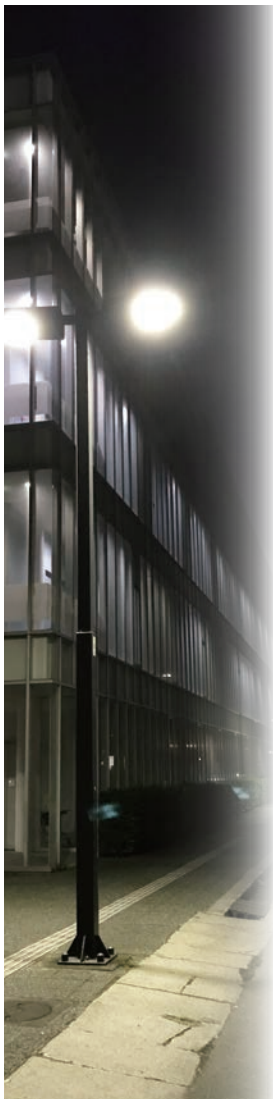
大澤 裕

9月25日(金)より、本年度Aセメスター(秋学期)の授業が始まりました。Sセメスター(夏学期)の授業がすべてオンライン形式で実施されたのに対し、今学期の授業は、講義科目と演習科目(ゼミ)を区別し、前者については、オンライン形式を維持する一方、後者については、担当教員の判断により、オンライン、対面、両者併用いずれかの形式を選択できることとしました。対面形式で実施する演習については、「密集」「密接」を避けるため、参加人数を考慮し、演習室(教員を含め8名まで)のほか、中規模教室(21、22、26、27番)も使用しています。因みに、教室、演習室(さらに3号館の共同研究室)にはすべて、夏休み中に網戸の設置工事を実施しました。些かプリミティブかもしれませんが、「密閉」を避けるためのインフラ整備です。

新型コロナウイルスとの戦いが長期戦の様相を呈するなか、研究科・学部にとって当面の重要課題は、「ウィズ・コロナ」対応、すなわち、如何にして感染拡大を防止しつつ、大学本来の教育・研究機能を果たしていくかです。上述したAセメスターの授業形態・方法も、この課題との取り組みにおける現時点の着地点にほかなりません。授業については、すでに、次(来年度)の着地点を探る作業も進行中です。

この関係で一言したいのは、オンライン授業の評価・位置付けについてです。本年度Sセメスターの当初においては、対面授業に代替する次善の方策に過ぎず、仕方なく取り組むものという感覚で受け取られていたかと思われます。しかし、試行錯誤を伴いつつも1学期間の経験を通じ、教員、学生双方において、その見方が変わったことは間違いありません。例えば、全学的に実施されたアンケートの結果(回答数:法学部生156、法科大学院生112)を見ると、Sセメスターのオンライン授業の評価値(0~10)はまずまず高く、法学部生で平均7.2(最頻値8)、法科大学院生で平均6.5(最頻値10)でした。通学時間がかからないこと、講義の録画を見ることで復習や確認がしやすいことがメリットとして評価されています。他の学生とのコミュニケーションがとりにくいこと、身体的疲労が大きいこと等のデメリットの指摘もありますが、「今後、オンライン授業を授業形態の1つとして取り入れてほしいか」との問いには、法学部生の84.6%、法科大学院生の75.0%が「大変そう思う」または「そう思う」と答えています。このアンケート結果は、教員側の実感とも齟齬するところはありません。知識の伝達において対面授業と遜色ない、チャット機能を利用することで講義中でも質問を受けやすい、遠隔地の専門家にも参加してもらえる等の肯定的所見は、多くの教員が共有するところではあります。法学・政治学教育においてオンライン授業が持つ可能性は案外大きく、そのことを多くの教員・学生が実体験を通じて共有できたことは、Sセメスターの予想外の収穫だったといえます。続く課題は、オンライン形式では代替できない対面形式の価値も見据えつつ、両者をよりよく使い分け、組み合わせた「ハイブリッド型」授業のあり方を具体的に探求することです。それは「ウィズ・コロナ」の課題であるばかりでなく、その後に来る「ポスト・コロナ」の課題でもあります。

授業の話に終始しましたが、「ウィズ・コロナ」の課題は多様です。「ポスト・コロナ」も視野に入れた工夫を重ねつつ、引き続き、研究科・学部の使命を最大限に果たしていけるよう努力してまいりますので、どうか変わらぬご支援をお願いいたします。



オンライン授業・試験 について

橋爪 隆 (教授・刑事法)

新型コロナウイルス感染症の拡大の影響で、Sセメスターの授業はすべてオンラインで実施されました。本学部・研究科ではミーティングアプリ「Zoom」を利用するのが一般的です。授業の方法としては、事前に録画した講義の動画を配信して学生に聴講させ、課題の検討などを行わせる形式（オンデマンド型）と、実際の授業時間に学生をネットワークに接続させ、教員が講義を行いつつ、学生と質疑応答を進める形式（リアルタイム型）がありますが、後者のリアルタイム型の授業が多くなっています。授業の開始当初は様々なトラブルが頻発していましたが、教員・学生の双方が経験を積むにつれて、目立ったトラブルもなくなり、Sセメスターを終えることができました。オンライン授業については、教師と学生が「空気」を十分に共有することができず、学生同士も自由に交流することが難しいなどの課題が残されておりますが、録画された授業データを復習用に活用したり、遠隔地のゲストを授業にお招きできるなど、新たな可能性が広がったことも事実です。これからの法学・政治学の教育においては、対面授業とオンライン授業を適切に組み合わせることが重要な課題となると思われます。

Sセメスターの定期試験についても、一部の科目については対面型の試験も予定しておりましたが、感染拡大状況を考慮して全面的にオンラインで実施いたしました。これは、事前にアップロードしたパスワード付きの試験問題について、試験の開始時間にオンライン上でパスワードを公表した上で、学生が制限時間内に指定の答案用紙に解答を行い、解答終了後、答案用紙を写真撮影し、撮影データを送信するという方法です。オンラインによる筆記試験は、もちろん学部・研究科にとって初めての経験であり、企画段階から実施に至るまで試行錯誤の連続でしたが、事務職員の献身的な努力もあり、大きな混乱もなく、成績評価を行うことができました。今後の感染状況によっては、オンライン試験を継続する可能性もあるため、学生の学修成果を適切に評価すべく、実施方法についてさらに検討する必要があると考えております。

法曹コース について

松下 淳一 (教授・民事訴訟法、倒産法)

法曹養成に係る法令が昨年改正されて、法曹養成制度はいくつかの点で姿を大きく変えつつあります。1つには、法科大学院修了から司法修習の開始までの期間を短縮するために、法科大学院の最終学年在籍中に司法試験を受けることができるようになりました（令和5年の司法試験から）。これがいわば法科大学院の出口側の改革であるとする、これからご紹介する法曹コースは法科大学院の入口側の改革といえることができます。

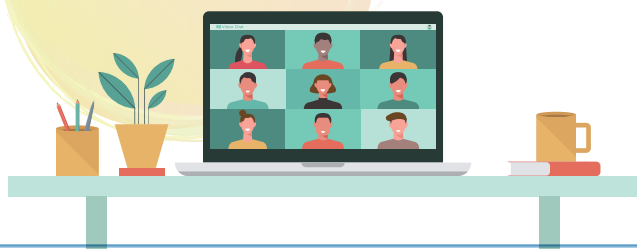
法曹コース（法令上は「連携法曹基礎課程」）とは、法曹志望の学部学生に対して学部段階から一層効果的な教育を行うべく、法学部と法科大学院との連携に基づいて、法科大学院の既修者コースの教育課程と一貫的に接続するために体系的に編成された教育課程を言います。学部教育と法科大学院教育との円滑な接続のために、法学部が法科大学院との間で法曹養成連携協定を締結することによって、法学部に法曹コースを設置できるようになります。この法曹コースは、既存の制度である早期卒業制度の活用とセットで考えられており、学部3年と法科大学院2年の計5年で法科大学院修了に至ることができます（いわゆる「3+2」）。



全国を見ると、複数の先と協定を締結している法学部あるいは法科大学院もありますが、本学法学部は本学法科大学院とのみ、また本学法科大学院は本学法学部とのみ、協定を締結しています。

法曹コースの最大の効果は、協定先の法科大学院の入学選抜において、筆記試験が課されず、法曹コースの学部成績を中心として合否の判定をすることができる点にあります。法科大学院への入学を希望する学部学生からすれば、一発勝負の筆記試験の心配をすることなく、普段の学部の授業の勉強をしっかりしてよい成績を取めることに専念できます。

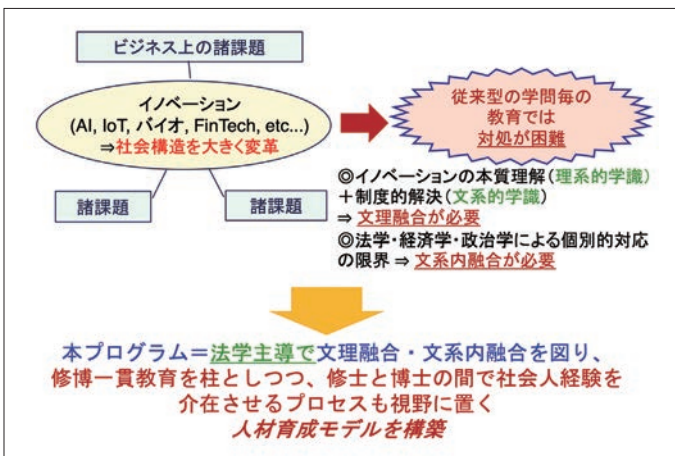
上記のような仕組みが拙速な法曹養成とならないように、教員としては、学部と法科大学院の教育のさらなる有機的な連携を目指して、検討と実践を深めていく必要があります。



先端ビジネスロー 国際卓越大学院プログラムのご紹介

AI/IoT/ビッグデータに代表される第4次産業革命やバイオテクノロジーなどのイノベーションは、ビジネス上の新たな課題を社会に突きつけており、企業や官庁、さらには法曹などの様々な分野をリードしながら、ビジネスに関わる問題を解決する方策を示すビジョナリーが求められています。法学政治学研究科では、こうした社会的な要請に応えるべく、実務の知見と学際的な学識を有した人材を輩出するために、2017年4月に先端ビジネスロー国際卓越大学院プログラムを開設しています。

ビジネスは利益を追求するなかで様々なイノベーションを生み出します。したがって、ビジネスによって生じられる課題に対処するためには、イノベーションに関する体系的な学識が必要となります。また、問題が複雑であるために、法学、政治学、



経済学がそれぞれの専門領域に閉じこもっていたのでは対応しきれないところがあります。そこで、本プログラムでは、第一に、学際的なバックグラウンドを有する学生を一同に集め、互いに自らの研究テーマをぶつけあい試行錯誤を繰り返すことで、学際的なシナジー効果を得ることを企図するとともに、第二に、難題に対して一義的な解を得ることが困難な目的手段思考様式ではなく、法概念への包摂モデルにより漸進的な試行錯誤を可能とするという法学主導の学際的融合による問題解決手法を伝授することを目指しています。

本プログラムでは、こうした理念を教育プログラムに反映させるために、必修科目として、修士課程用の先端ビジネスロー基礎セミナーと、博士課程用の先端ビジネスロー発展セミナーを用意し、法学を軸とした学際的融合を実現します。プログラムの修了者には、修士・博士の学位記とは別に、本プログラムの修了証を交付します。

さて、先端ビジネスロー国際卓越大学院プログラムは、2019年度に文部科学省の卓越大学院プログラムに選定されました。文部科学省の卓越大学院プログラムは、21世紀COEプログラム、グローバルCOEプログラム、リーディング大学院に続く大型の教育研究推進事業ですが、採択件数がしぼられているために、2018年度と2019年度を通じて、文系で選ばれたプログラムは、本プログラム以外には全国でもう一件あるに止まります。それだけ本プログラムに寄せられた期待は大きいものといえます。

田村善之 (教授・知的財産法)

ウエストロー・ジャパン・セミナーが開催されました

FinTech・AI・データなど、法と最先端のテクノロジーの接点が増えています。こうした中で、ウエストロー・ジャパン株式会社と本研究科は連携して、法と法律家のあり方の変化、法学の研究・教育の進むべき方向性を考える企画を進めています。その第一弾として、2020年10月1日に、先端ビジネスロープログラムとの共催で、ウエストロー・ジャパン・セミナーを開催しました。

当日は、大澤裕研究科長のあいさつに続き、Young Sun Bang ウエストロー・ジャパン社長からの懇切なスピーチをいただきました。その後、松尾剛行先生(弁護士。桃尾・松尾・難波法律事務所)から「LegalTechの到達点と法的課題」と題するご講演がありました。

企業がそれぞれの制約条件を踏まえながら、現実的に業務プロセスの中にリーガルテックを落とし込むことができるか、試行を通じて見極めるべき等の松尾先生の実践的提言には、企業法務関係者も首肯する点が多かったのではないかと思います。また、具体例を挙げながらの明快なご説明によって、大学

院生や学部生もリーガルテックの最前線をヴィヴィッドに学ぶことができたのではないかと思います。

平日の夕方、しかもオンライン開催にもかかわらず、学内外から200名を超える大勢の参加者があり、活発な質疑応答も含めて、最先端のビジネスローに対する関心の高さを改めて感じました。

本研究科は、今後も、ウエストロー・ジャパン社のご協力を得ながら、最前線で活動する実務家・研究者の方をお招きして、連続講演会を開催していきたいと考えています。研究科ホームページ等をご覧ください。幸いです。

穴戸常寿 (教授・憲法、国法学、情報法)



『労働法の基軸 — 学者五十年の思惟』

(有斐閣、2020年)

菅野和夫

聞き手：岩村正彦・荒木尚志



本書は、労働法学の泰斗である菅野和夫先生（東京大学名誉教授・学士院会員）に、岩村正彦名誉教授と荒木が聞き手となり、先生の50年に及ぶ学者人生、のみならず生い立ちから、現在そして将来の労働法学への思いを縦横に語って頂いた記録である。

本書については、森戸英幸慶応大学教授の抱腹絶倒のち感動の嵐という出色の書評がある（書齋の窓671号25頁 http://www.yuhikaku.co.jp/shosai_mado/2009/HTML5/index.html#page/25）。この書評を読まれば、本書を手にとらずにはおられなくなる事必定である。したがってこの拙文は、森戸書評の感興を削がないことを旨として綴ることとする。

司法修習後、労働弁護士事務所に内定されていた菅野先生が、いかにして学究の道に入られ、法律学としての労働法を確立することを自らの使命とされたのか。その経緯は、師匠石川吉右衛門先生、労弁の巨頭東城守一弁護士、比較労働法学の巨匠クライド・サマーズ教授、そして、後に最高裁判事となられる最高裁調査官らと先生の交流抜きには理解できない（第2章労働法学へ）。

そして、先生は42歳にして、いわゆる菅野労働法（『労働法』弘文堂、初版1985年、第12版2019年）を世に出される。時に「法律にどう書いてあるかより、菅野労働法にどう書いてあるかの方が大事だ」とも語られるという本の誕生である。さらに10年後には、労働法と雇用・社会システムの関係を学際的アプローチで解き明かし、法律家以外の労働関係者にも圧倒的支持を受けた『雇用社会の法』が刊行される（有斐閣、初版1996年、新版の補訂版2004年）。これらの体系書の出版についても、

興味深いエピソードが語られる（第3章菅野労働法学）。

労働政策については、立法に特に大きな影響を与えられた労働時間法制、労働契約承継法、労働審判法、労働契約法等を取上げ、また、法の運用に関しては、労働委員会の公益委員・会長としてのお仕事についてお聞きした（第4章労働政策への関わり、第5章労働委員会での労使紛争処理）。その足跡は、まさに、アカデミズムと実務の架橋の理想的実践といえようか。

菅野先生のご活躍は国内にとどまらない。アメリカ留学、菅野労働法の英語翻訳出版、国際労働法社会保障法学会会長、労働政策研究・研修機構（JILPT）理事長等を通じた国際舞台での活躍は、研究者以外の読者にはあまり知られていない菅野先生の姿だったかもしれない（第6章国際人として、第8章JILPTの調査研究に参加して）。

大学人としても、1990年代に教育の重点を学部から大学院に移す大学院重点化、および社会人をも修士課程に受け入れる専修コース創設、2000年代は法学部長として、退任翌日に導入されることになる法科大学院、公共政策大学院の創設など、社会の変化を見通した制度改革者としてのご活躍にも圧倒される（第7章大学人として）。

「第9章研究者生活を通じて」「終章労働法五十年の変化を見つめて」は、先生ご自身による学者五十年の思惟の総括であると同時に、後進へのメッセージでもあろう。

最後に私的感想を。菅野労働法が12版も改訂を重ねてきたことについて、先生ご自身は「自分の仕事は・・・労働法の最新の全体像を正確に提供し続けること」（97頁）とさりりと触れられるだけである。しかし、先生が古稀記念パーティー参加者に御礼として配られた句集（非売品）には、「改訂に疲れ病んでの花歩き」「改訂も夏も終わりで我腑抜け」などがあり、先生が菅野労働法の改訂作業にいかに全身全霊で当たっておられたのかを思い知る。本書からは、真に学者でいらっしゃる先生が、実務の世界であるいは組織のリーダーとして果敢に決断行動されてきたことと、同時に、多くの人々との出会いをいかに謙虚に受け止め、そして感謝してこられたかがひしひしと伝わってくる。この感動を多くの方と分かち合えれば幸せである。

荒木尚志（教授・労働法）



『金融資本市場と 公共政策』

(きんざい、2020年)

神作 裕之 (教授・商法)

本書は、公共政策大学院、法曹養成専攻および総合法政専攻の大学院生を対象に、2019年度Aセメスターに開講された講義「資本市場と公共政策」の速記録を基に、大幅に加筆修正したものです。この講義は、公共政策大学院に設置された、みずほ証券株式会社による寄付講座『資本市場と公共政策』の教育活動の一環として開講されています。本講義では、産官学の有識者を幅広く招聘し、公共政策的な観点から、今後ますます重要性を増す金融資本市場に関する多角的な講義を行い、それに関連する高い能力を持つ人材の育成を目的としています。本書の基礎になった2019年度の講義は、共同編著者である金融庁から招聘した湯山智教授特任教授と西村あさひ法律事務所パートナーの小野傑客員教授が中心となって計画し、実施されました。

本書は、2部から構成されています。第1部は、中央銀行デジタル通貨の仕組みと論点、新たな決済・金融仲介法制の検討、暗号資産やICO (Initial Coin Offering)・STO (Security Token Offering)に関する法規制の動向など、FinTechに関連する問題を取り扱います。第2部では、近時の企業金融が抱える課題とそれに対する処方箋、コーポレートガバナンス・コードとスチュワードシップ・コード、アルゴリズムやAIを活用した投資助言・投資運用、ベンチャー・ファイナンスなど、日本の金融資本市場に関する近時の重要問題について検討しています。

講義では、質疑応答を通じて各回のテーマの論点や課題について理解を深め、今後の資本市場における公共政策や法規制のあり方について掘り下げて考える機会を提供するようつとめました。各回のテーマについて最前線で実務を担われている実務家、および、最先端の理論的研究を行われている専門家・研究者をゲスト講師としてお迎えし、ご講義いただくとともに、参加学生との質疑応答を行いました。本書は、講義部分だけでなく、質疑応答の一部も収録しています。講義の内容と様子を、臨場感をもって広く共有していただきたいと願っています。



『〈嘘〉の政治史—生真面目な 社会の不真面目な政治』

(中公選書、2020年)

五百旗頭 薫 (教授・日本政治外交史)

この本のもとになった研究は、トランプ大統領の登場やブリゲジットよりもずっと昔から始まっている。子供の頃から、嘘という事象に興味があった。気の強い方ではなかったので、嘘をつく誘惑によく負け、負けたら自責の念に苦しめられた。嘘に打ち勝てるような知恵があるならば、誰よりも私が知りたかった。

もう一つ動機となったのは、学術出版の衰退である。若手・中堅の研究者の力作を商業出版で流通させることが難しくなりつつある。他方で、新書や文庫を読む層はかなり強固に残っている気がする。そこで、学術論文の成果を面白いテーマと分かりやすい体裁の下に、一般向けに発信することが、ますます重要になっているであろう。中公選書の吉田大作さんが声をかけて下さり、舞台は整った。

日本の社会は真面目そうに見えるのに、政治が嘘くさいと言われるのはなぜか、500年のスパンで考えてみた。

そして現代の嘘は、人を騙すためというよりは、あきれさせ、脱力させ、無理を押し通すための横着な嘘が増えているように思う。したがって、真実を指摘するだけでは不十分で、嘘を無力にするレトリックを生産しなければならない。明治時代の政治と文芸を題材に、このようなレトリックの生産力の源を考えてみた。

つまり、嘘はとにかくいけない、真実はとにかく良い、という立場は取っていない。近代の政党政治を支えた嘘について、頭越しに否定するのではなく考えてみた。

同じく、疲弊する地域社会を励ますことも悪いとは限らない。しかし、空しい希望に駆り立てるのは罪深い。この問題でどのような嘘が交わされて来たか、明治初年から近年までをたどってみた。

この本はどこか分かりにくい、というご批判を頂いている。文章は分かりやすく書いたつもりだ。恐らく、そもそも嘘とは何か、といった中核的な議論があまりないのが分かりにくいのだろう。嘘をついたりつかれたりすることに我々は習熟しているので、局面ごとにどう対抗したり共存したりするかに、私の関心は集中したのだ。いや、自分は嘘とは無縁だった、嘘の何たるかを知らない、知りたかった、という方に対しては率直にお詫びしたい。名乗り出て頂きたいものだ。



第60回比較法政シンポジウム

「上場会社を取り巻くガバナンス法制等の最新動向と先端実務」

2020年2月19日、ビジネスロー・比較法政研究センター主催の第60回比較法政シンポジウムが、弥生講堂一条ホールで開催されました。2011年以来この季節に開催される比較法政シンポジウムは、東日本旅客鉄道株式会社様のご後援と、公益社団法人商事法務研究会様のご協力のもと、コーポレートガバナンスをテーマに行っています。今年のテーマは「上場会社を取り巻くガバナンス法制等の最新動向と先端実務-日本企業の国際競争力強化に向けて-」でした。このテーマの背景には、コーポレートガバナンス改革について、ソフトローとしてのステュワードシップコード及びコーポレートガバナンスコードの運用が5年目に入り、ダブルコードを車の両輪として、企業と投資家との建設的な対話に基づく中長期的な企業価値の向上と投資リターンの拡大が徐々に図られてきているものの、欧米企業に比べるとまだ劣る水準であり、ダブルコードを踏まえたエンゲージメント活動のさらなる進化が求められているという状況認識がありました。

当日はまず神作裕之教授から、ステュワードシップコード改訂案及びガバナンスを巡る昨今の動向について報告があり、次に経済産業省経済産業政策局企業会計室長の松本加代様から、株主総会を巡る検討状況について、会議体としての株主総会のあり方を中心に報告がなされました。その後、コーポレートガバナンス改革の進化に伴い、企業の現場で求められている最新の実務的な課題として、(株)ラザードフレールマネージング・ディレクターの秋山健太様から、海外におけるヘッジファンド・アクティビズムの実態について、続いて西村あさひ法律事務所弁護士浅岡義之様から、混合対価M&Aに係る法整備の必要性について報告がなされました。最後に、会計不正問題からの再生にまい進する中で、いわゆるアクティビストを含めた外国法人株主等の議決権比率が高い株式会社東芝の小野田貴様から、東芝におけるガバナンス変革と株主・資本市場との対話について報告があり、その後西村あさひ法律事務所弁護士の武井一浩様の総括がありました。いずれのセッションにおいても質疑応答がなされ盛会裏に閉会となりました。

唐津恵一(教授・企業法)



加者は記録の残る2004年度以降最多の75名を記録しました。

学習相談室運営委員長の伊藤洋一先生の冒頭挨拶の後、高柳幸貴氏(2020年3月法科大学院修了)、横山高明氏(2019年3月法学部卒業、文学部哲学科4年)、酒井智大氏(助教、日本法制史専攻)の順に一人35分ずつ、自らの学部時代の勉強方法や、学部卒業後の大学院や他学部での生活や研究者としての日常等についてもお話し頂きました。3名の講師は、事前に寄せられた質問にも答えつつ、スピーチ終了後にも参加者からの質問に丁寧に回答され、予定終了時刻を10分以上超えて19時15分頃、盛況のうちに終了しました。

オンライン開催となったことで駒場の学生も参加しやすかったようで、全参加者の約35%を占めました。また、法科大学院生の参加者も全体の4分の1近い24%を占めたのはやや意外でした。

アンケートでは「満足」「やや満足」と答えた学生が94%に上り、参加者にも好評だったことが窺えました。自由記述式の回答では、「一人ぐらい女性講師がいてもよかった」という要望を頂いたほか、「学問の貴さを再認識する良い機会となり、非常に有意義な時間を過ごすことができました」、「視野を広くもって今後の学習に取り組もうと意欲を高めることができました」など、好意的な評価が寄せられました。

第21回進路選択講演会が開催されました(9月2日)

9月2日(水)17時から第21回進路選択講演会をオンラインで開催しました。今年度は当初、4月23日(木)の開催を予定していましたが、コロナ禍の広がりを受け、3月下旬、急遽無期延期となりました。その後、6月4日(木)のオンラインによる学習セミナー開催の成功を受け、定期試験終了後の9月2日にオンラインで開催することに決定しました。

学習相談室運営委員長の伊藤洋一先生の冒頭挨拶のあと、丹羽亮介氏(マインドシーズ代表取締役、2007年法学部卒)、片岡克俊氏(公正取引委員会、2004年法学部卒)、中村真由子氏(弁護士、2008年法科大学院修了)の順にお一人30分程度ずつご講演頂きました。講師のお三方は、事前に募集した質問にも答えつつ、自らの学部生時代や大学院時代の話から、進路選択に至る話、現在のお仕事の内容や学生へのメッセージなど、ユーモアを交えつつ語られました。当日の質問も多く、予定の時刻を超える7時15分頃、盛況のうちに終了しました。それぞれ異なるバックグラウンドから多様な視点をご提供頂きましたが、同時にお三方とも大学時代の学びの重要性という共通の指摘もなされました。

参加した学生数は2014年度以降では最多の45名となりましたが、例年より開催時期が遅かったことやオンラインの影響などにより、参加者の65%が教養学部生で、法学部生は31%、大学院生は4%となり、内訳は例年とは大きく異なる結果となりました。

アンケートでは回答者の77%が「満足」、23%が「やや満足」と回答しており、参加者の満足度が高かったことが窺えました。

稲田恭明(法学部学習相談室 学習相談員)

第21回学習セミナーが開催されました(6月4日)

6月4日(木)17時から、学習相談室主催「法学部生のための学習セミナー」がZoomを使って開催されました。新型コロナウイルス感染症予防のため、今年度は初めてのオンライン開催となり、スタッフも手探りの中での実施となりましたが、参

新任教員のご挨拶



伊藤 一頼 (いとう・かずより)

教授・国際法、国際経済法

10月1日付けで着任いたしました。専門は国際法・国際経済法です。

私は地方出身だったこともあり、学生時代は、国家公務員として地方振興に携わることを志望していました。しかしその夢は果たせず、学部で演習に参加した国際法の研究の道へと進むことになります。そこで私が設定した研究テーマは、地方振興の問題を国際社会へと置き換えて、発展途上国の開発（いわゆる南北問題）に国際法の観点からアプローチするという、いささか単純なものでした。しかし研究を進めるにつれ、発展途上国の開発問題は、脱植民地化期の国家形成の論理に主な淵源があること、これを解決するには国家における自由や自己決定権の意味について改めて吟味する必要があること等に気付き、現在はそれを国際法上の自決権や立憲主義という基礎概念に引き寄せて考察しようと試みています。私の力不足ゆえに、まだこの議論をまとめた論考として公開するには至っていませんが、近い将来これを世に問い、国際法・国際開発研究のあり方に一石を投じられればと願っています。また、開発に関連するテーマとして、通商や国際投資に関する条約体制の実定法的・理論的な研究（真っ当な「国際経済法」研究）も進めてきており、過去に公表した論文の大半はむしろこの分野に属するものですが、こちらにも引き続き着実に取り組んでいきたいと思っております。

私はこれまで、静岡県立大学で9年間、北海道大学で6年間それぞれ勤務し、そこでの所属部局も、国際関係学部や公共政策大学院など様々でした。これらの職場の学生や同僚と接するなかで、法学部では出会えなかった発想や生き方に触れる機会もしばしばあり、大いに刺激を受けるとともに自己を相対化する契機ともなりました。もちろんこれとて極めて限られた経験にすぎませんが、こうした外からの視点を出来るだけ良い形で法学部での教育研究に活かしていければと考えております。

高校生のための東京大学 オープンキャンパス2020

新型コロナウイルス感染症の拡大により、2020年7月に予定されていたオープンキャンパスは中止となり、代わって9月21日（月）・22日（火）の第一弾、2021年1月6日（水）～19日（火）の第二弾に分けて、オンラインで開催されることになりました。

法学部は、第一弾の期間に、次の3つの企画を実施しました。

①大澤裕・法学部長による法学部説明会（東大TVによるライブ配信） ②法学部生によるグループ説明会（Zoomによるオンラインミーティング） ③法学部教員10名からのショートメッセージ（オンデマンド配信）

このうち②は、法学部生が5つのブレイクアウトルームに分かれて、法学部での学習や将来の進路について事前登録制の参加者（最大50名）からの質問に答えるセッションを3つ実施しました（各1時間）。このうち1つは「女子高生のためのグループ相談会」として、10名の女子学生に参加してもらいました。



どのセッションも熱心に質疑応答がなされ、多くの参加者から、授業・ゼミの様子や大学生活に関する質問に対して、学生がわかりやすく丁寧に答えてくれたとの評価が寄せられました。

また③では、教員が、自身の研究や法学政治学を学ぶ意義、法学部進学を目指す学生へのメッセージを、3～4分という短い時間ではありますが、熱く語ってもらいました。

現在、法学部ではオープンキャンパス第二弾に向けて、③を再び視聴していただけるようにするほか、オンデマンドでの模擬講義や模擬ゼミの配信等の準備を進めています。この期間、研究科ホームページをご覧ください。幸いです。

ホームカミングデイについて

ホームカミングデイも、新型コロナウイルス感染症拡大により、10月17日（土）～25日（日）までの間、オンラインで実施されました。法学部では、次の2つの企画を実施しました。

①シンポジウム「歴史研究としての法学・政治学」

大澤裕・法学部長のあいさつに続いて、苅部直教授（日本政治思想史）の司会の下で、4人の教授による報告とディスカッションがなされました。田



口正樹教授（西洋法制史）は「ブルクフリーデ（城内平和）」の観念に即して、ドイツ中世後期の城と法のあり方を論じ、新田一郎教授（日本法制史）は明治期の判決原文を素材に、明治維新後の法律家による幕末の「封建制」の理解を読み解きました。五百旗頭薫教授（日本政治外交史）からは、コロナ下の現在と対比しつつ明治期のコレラをめぐる政治・世論を紹介し、その連続性を示唆する報告がありました。その後のディスカッションを含めて、タイトルにふさわしく、歴史研究としての法学・政治学の面白さを伝える110分のシンポジウムとなりました。

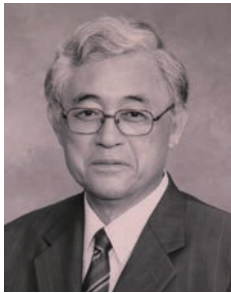
②講演“Competition law in the EU and Japan - Recent Trends”

サイモン・ヴァンドウワラ教授（経済法）による、約70分にわたる講演です。EU事務総局で実務を担当された経験を活かして、EU競争法と日本



の独占禁止法の比較とともに、デジタルプラットフォーム事業者の規制、課徴金制度の見直し、競争法の労働関係への影響、産業政策と競争政策の衝突といった最新の話題について解説されるものでした。英語による講演でしたが、スライドをつかってわかりやすく話をされたこと、さらに字幕機能の活用によって、卒業生の皆さんの関心に応えることができたのではないかと思います。

宍戸常寿（教授・憲法、国法学、情報法）



佐々木 毅 名誉教授 文化勲章

2019年秋、佐々木毅名誉教授が文化勲章を受章されました。

佐々木先生は1942年に秋田県に生まれ、1965年に法学部をご卒業、助手・助教授を経て、1978年に教授、1998年に大学院法学政治学研究科長・法学部長、2001年に総長に就任されました。本学ご退職後は学習院大学教授、大学評価・学位授与機構客員教授等をご歴任、この間、英国学士院客員会員、日本学士院会員に選出されたほか、紫綬褒章受章、文化功労者として顕彰され、2018年には瑞宝大綬章を受章されました。

そのご業績は、西洋政治思想史研究、現代欧米のイデオロギー研究、現代日本政治の分析およびそれに基づく政策提言という三分野に及び、いずれにおいても傑出した成果をあげられました。第1の分野では、権力政治観の意味を問う『マキアヴェツ

リの政治思想』、フランス宗教戦争期の包括的分析『主権・抵抗権・寛容』、古代ギリシアの「政治」概念を再検討した『プラトンと政治』があります。

第2の分野では、その独自の政治対立の構造に着目した『現代アメリカの保守主義』、20世紀前半の欧州におけるプラトン解釈の同時代的含意を解明した『プラトンの呪縛』があります。

第3の分野では、『いま政治に何が可能か』『政治に何ができるか』『政治家の条件』など、鋭い現状分析に発し、日本政治の構造改革への展望を示す数々のご論考を発表されました。

1994年の政治改革関連法に結実する政治改革に大きな役割を果たされたことも特筆に値します。最近においても『比較議院内閣制論』の編著やヴェーバー『職業としての政治』の解説などのご著作があり、日本における政治学の第一人者として、現在も学界や社会に多大な影響を与えておられます。

このたびのご受章を心からお祝い申し上げますとともに、教えを受けた者として、深い感謝の念をこめて今後の益々のご活躍をお祈り申し上げます。

川出良枝（教授・政治学史）・谷口将紀（教授・現代日本政治論）



神田 秀樹 名誉教授 紫綬褒章

大学院法学政治学研究科・法学部の神田秀樹名誉教授が、2020年11月3日の褒章発令により、紫綬褒章を受章されました。

神田先生は、長年にわたって、商法、会社法、金融法、金融商品取引法および信託法を中心とする法学研究において卓越した研究業績をあげられました。会社法分野では、世界的に著名な研究者たちと複数の共同研究を行い、機能に着目した理論的研究を深化させ、日本法の枠を超えた国際的な会社法の基礎理論の発展に大きく寄与しつつ、日本の会社法とその理論を広く世界に発信されました。また、神田先生は、金融商品取引法の構造を理論化・体系化し、立法に多大の影響を与えられ、多数の論文や注釈書などの公表・公開を通じて、理論および実務を主

導されました。さらに、有価証券の管理および有価証券取引のペーパーレス化に早くから着目し、その法規制のあり方について、金融監督法と会社法・有価証券法の双方に対する深い造詣に基づき、独創的な視点から考究されました。神田先生のご知見は、日本の証券決済法制の整備にあたって理論的な支柱になっただけでなく、Hague Securities Convention や UNIDROIT Convention on Substantive Rules for Intermediated Securities という2つの国際条約の成立に対しても多大な影響を与えることになりました。

学会活動としては、日本私法学会、金融法学会、信託法学会、および、法と経済学会の理事長または会長としてそれぞれの学会の活動を牽引され、学会の水準を高めることに尽くされました。

このように、神田先生は、卓越した研究業績をあげられ、ご研究に基づくご知見を、法制審議会や金融審議会等における活動などを通じて広く社会に還元されました。

神田先生のこのたびのご受章を心よりお喜び申し上げますとともに、益々のご健勝とご活躍を祈念いたします。

神作裕之（教授・商法）

